

土清市発第 194 号
令和 4 年 11 月 28 日

高知県知事 濱田 省司 様

土佐清水市長 泥谷 光信



「(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する
意見について (回答)

令和 4 年 10 月 31 日付け 4 高自共第 638 号により照会のありました、環境影響評価
法第 20 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり
回答します。

(別紙)

環境影響評価法第 20 条第 2 項に基づく市長意見

市町村名：土佐清水市

意見の対象：(仮称) 今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書

本事業計画は、今ノ山風力合同会社が、土佐清水市と三原村との行政界周辺において、基數 34 基、最大出力 193,070kw の風力発電機を設置するものである。

風力発電は、太陽光発電などとともに国の再生可能エネルギー施策、また、世界的な課題である地球温暖化防止対策に資する点からも有効であると期待されているものであり、2050 年のカーボンニュートラルに向けた主力電源として、積極的な導入方針が国の「第 6 次エネルギー基本計画」に示されている。しかし、方法書に対する市長意見書の提出以降、土佐清水市議会議長宛に市内在住者から、条例に基づき本計画が本市にとって相応しいものであるかを審議し、市民の声を集約できる行政と地域住民が参画する審議会の設置を求める陳情書が令和 4 年 3 月 7 日に提出されたが、市議会本会議において不採択となった。また、地域住民等（以下「住民等」という。）から設置の計画中止を求める要望書がインターネット署名を含め 8,500 筆を超える署名を添え、令和 4 年 7 月 14 日に市長宛に提出された。同時に本市条例に基づき建設の賛否を問う住民投票の実施を求める要望書が、市長並びに市議会議長宛に提出されるなど、建設反対や多くの不安、懸念の声が上がっている状況にある。

一方、事業者は住民等から合意形成を図るため、環境影響評価法に基づき環境に配慮した事業計画の策定や要望に応じた説明会を行うなど努めてきたものの、現段階において住民等からの理解が得られている状況とは決して言えない。

のことから、事業者は住民等からの理解を得ることが前提であり、重要であることを理解のうえ、不安や懸念の声を真摯に受け止め、事業者の責務として説明責任を果たすべく、わかりやすく丁寧な説明を徹底的に今後も行い、理解を得られるよう最善を尽くし、意見や要望に対しては誠実な対応を行い、最大限の努力をもって環境影響の回避又は低減を中心とする環境保全措置の検討及び実施を行うよう強く求め、以下のとおり意見する。

1 全体事項について

(1) 最新の知見の導入

環境影響評価法に基づく評価書の作成にあたっては、発電機の計画基數 34 基中 27 基が単機出力での最大出力が 6,100kw であり、この発電機は国内では最大規模の発電機である。

設置計画にあたっては、環境保全に今回の同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映させ、専門家の意見を踏まえ、十分かつ慎重な検討を行い、環境影響の回避、低減に努めること。

(2) 住民等に対する情報提供

住民等に対し、合意形成を図るため、広く周知活動に努めるとともに、不安や懸念の声の払拭に向け誠実な対応を行うこと。また、現地調査の実施にあたっては、住民等や関係団体に対し、積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、合意形成を図るようさらに努めること。

(3) 他の風力発電との関係

事業実施計画区域には、他社が進める発電事業の設置場所が一部重なっており、環境影響評価の手続き中である。

他社が計画する事業は、電力会社との連携枠確保に向けた協議が難航しており、計画認定取得の目途が立っていない状況とのことである。しかし、事業計画の廃止手続きが行われていないため、今後においても可能な限り事業者間で十分な情報交換を行い調整するとともに、複合的な影響についても考慮のうえ、評価書の作成までに適切な対応を行うこと。

(4) 事業（計画）の見直し

仮に事業の実施が認可され、施設が設置された場合、下記の個別事項について事業への反映を行い、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を中断するなど見直しを行うこと。それが困難な場合は、事業の中止を含めた検討を求める。

2 個別事項について

(1) 騒音及び超低周波音

風力発電設備の設置予定位置から直近で約 1.2 km の位置に住宅が存在しており、騒音、超低周波音による住民等の心身及び生活環境への影響が懸念されている。また、環境の保全について配慮が特に必要な施設として「下川口保育園」が約 3.4 km、「下川口小学校」が約 4.5 km の位置に存在する。

特に騒音は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備の配置の最終確定にあたっては、最新の科学的知見及び同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映し、適切な調査、予測及び評価を行い、住民等の心身及び生活環境に影響を及ぼすことのないようにする

こと。また、令和2年8月31日付けで経済産業省より発出された「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」により環境影響評価の項目から除外されたとしても、調査、予測及び評価を行うことは可能であることを踏まえ、調査、予測結果や最新の知見について、住民等に丁寧な説明等の対応を行うこと。

(2) 水環境

事業実施計画区域周辺には、宗呂川、三崎川、西ノ川、益野川、下ノ加江川、鍵掛川ほか二級河川がある。また、多くの普通河川も存在し、その水源を三原村との境界にある今ノ山山麓に発し、水利用は飲料用をはじめとした生活用水や農業用水として古くから利用されている。

定期的に利水者との連絡調整を図り、良質な水質管理を徹底し、生活用水及び農業用水としての利用に支障がないよう最大限努めるとともに、流況の著しい悪化の緩和に努めること。また、濁水対策に加え、水質測定が実施された一部の河川で調査時において環境基準の数値超過がみられるものの、現況の良質な水質及び効率的な生活用水並びに農業用水としての利用を維持するため、水質や流況の把握に努め、良好な河川環境の保全に努めること。

(3) 動物・植物及び生態系

事業実施計画区域及びその周辺には、森林鳥獣生息地として「今ノ山鳥獣保護区」が指定されている。また、絶滅が危惧され、2019年に環境省による国内稀少動植物種に指定されている、国指定天然記念物のトサシミズサンショウウオや絶滅危惧種である希少猛禽類のクマタカの生息地がある。発電機の設置計画位置は、重要な鳥類であるサシバやハチクマなど渡り鳥の渡りルートからは若干ずれないと予想されているが、広範囲で営巣状況や生息範囲、移動経路等について専門家等からの助言を踏まえ、希少な動物の生態系への影響を回避すること。

次に、事業実施計画区域には特定植物群落の「今ノ山の森林」が分布しており、アカガシ群落ほかが存在し、地形変動による植物及び生態への影響が懸念される。また、竜串湾ではサンゴ群集をはじめとする海中景観及び豊かな海域生態系の保全を図る目的で自然再生法に基づいた法定協議会として、竜串自然再生協議会（現竜串の自然と共生した地域づくり協議会）が組織され、長年保全活動が行われており、本事業の実施による沢筋等への土砂又は濁水の流入に伴う重要な水生生物及びその生態系への影響が懸念される。このことから、動植物への影響調査の実施にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により詳細な調査、予測及び評価を行い環境影響の回避を行うこと。加えて、

施工時及び供用時に起因する里山への獣害に係る影響についても検討すること。

(4) 災害・事故等

事業実施計画区域には崩壊土砂流出危険地が広範囲で指定されている。また、周囲には急傾斜地崩壊危険区域や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、大量なる降雨の際は複数の河川で土石流の発生が懸念される。

平成13年9月、高知西南豪雨では短い時間に猛烈な大雨が降ったため、宗呂川や益野川、下ノ加江川において大量の濁水が流出するなど本市は大きな被害を受けた。このため、事業実施にあたっては近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、災害防止対策を講じたとしても、本事業により土石流などの土砂災害が誘発される危険性があることを認識のうえ、土地の造成及び規模を最小限とし、工事に伴う発生土の処理については必要な地盤安定対策を実施するなど、適切かつ十分な災害への対策を講ずること。

施工時及び供用時においての雨水排水対策として、適数の沈砂池や排水路、土砂流出防止柵などを適所に整備し、維持・管理を適時かつ適正に行い十分な排水対策を講じ、徹底して濁水や土砂の流出を防ぎ、災害防止対策を講ずること。また、造成工事に当たっては、広範囲な森林の伐採は森林の保水力が損なわれることが予想されることから、可能な限り伐採面積を小さくし環境保全措置を講ずること。なお、事業実施に起因する災害、事故等が発生した場合は、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと。

(5) 景観

本市は、自然公園法に基づき昭和45年7月に日本で最初の海中公園（現海域公園）地区として竜串が指定された。続いて、昭和47年11月には足摺宇和海国立公園として足摺岬を中心とした海岸線が指定されており、豊かな自然と景観を有している。また、令和3年9月には本市全域と周囲の海を中心として四国では3番目となる日本ジオパークに認定されており、優れた価値のある眺望景観への影響が懸念される。このため、あらゆる地点からのフォトモンタージュ等での視覚的な眺望景観の調査を行うとともに、事業実施計画区域の樹木伐採は最小限とし、今ノ山の自然豊かな景観の維持・保全に最大限配慮すること。

(6) その他

風力発電機施設の適切かつ適正なメンテナンスの実施に加え、稼働後に設備の建設により水質や自然、動物・植物及び生態系などの環境要素に悪影響を及ぼしていないかの継続的なモニタリング調査を行うこと。

環境影響評価の段階で想定し得なかった環境への影響が生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を得て、科学的根拠等を明確にして住民等への説明に最善を尽くし、理解を得たうえで適切な環境保全措置を講ずること。また、住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、生活環境にも十分配慮して事業を実施するよう努め、住民等からの要望や苦情等があった場合は、真摯に受け止め速やかに対応すること。

以上について、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、環境影響評価書に反映させ、適切に対応するよう環境保全の見地から意見する。